

平田村男女共同参画計画

令和 2 年 3 月

平 田 村

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨……………1
- 2 計画の性格と位置付け……………1
- 3 計画の期間……………2

第2章 計画の内容

- 1 計画の基本理念……………3
- 2 計画の体系と具体的内容……………3
 - ・基本目標1 男女共同参画に向けた意識の醸成
 - (1) 男女共同参画の理解促進……………4
 - (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実……………4
 - (3) 女性の活躍促進……………5
 - ・基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
 - (1) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備……………6
 - (2) 子育てをしやすい環境づくり……………6
 - ・基本目標3 生涯にわたる健康づくりの推進
 - (1) 健やかに暮らせる環境づくり……………8
 - (2) 福祉の充実……………8

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進……………10
- 2 推進体制……………10

【参考】男女共同参画政策に関する国内外・県内の動き……………11

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少が進むなか、社会が活力を維持し発展し続けるためには、男女の性別による固定的な役割意識を改め、男性と女性が共に参画し、喜びも責任も分かち合える社会を実現することが極めて重要となっています。

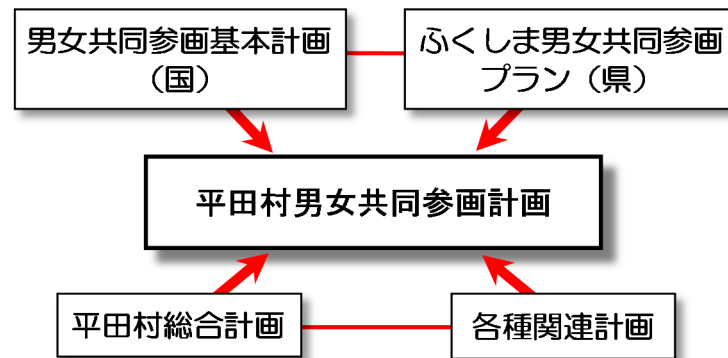
平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、国では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けてさまざまな取組みを進めてきました。また、平成27年には、国において「第4次男女共同参画基本計画」が策定されたほか、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女が共に多様な生き方、働き方を実現でき、豊かで活力あふれる社会を実現することを目的として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が制定されました。

このような動きを踏まえ、本村においても男女が対等な立場で活躍する社会の実現を目指して、男女共同参画の理念の普及と男女共同参画社会の形成を推進するため、本計画を策定することとしました。

また、平成28年4月の女性活躍推進法の施行にともない、この計画の一部を同法の「市町村推進計画」として位置付けることとしました。

2 計画の性格と位置付け

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、本村における男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するために策定するものです。
- 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づき、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び県の「ふくしま女性活躍推進計画」を踏まえ、本村における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策について定める「市町村推進計画」と一体をなすものです。
- 本計画は、「平田村総合計画」をはじめ、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開するための計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

年度 計画			R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
国	男女共同参画 基本計画		第4次		第5次					
県	ふくしま男女共同 参画プラン		第4次		第5次					
平田村	総合計画	前期	第5次							
		後期			第5次					
	男女共同参画計画		第1次							

【男女共同参画社会基本法（抜粋）】

第14条

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2章 計画の内容

1 計画の基本理念

「男女がともに輝き、いきいきと暮らせる平田村」

2 計画の体系と具体的内容

基本目標	重点目標	基本的な施策
1 男女共同参画に向けた意識の醸成	(1) 男女共同参画の理解促進	①男女共同参画に向けた意識の定着 ②男女共同参画のための環境づくり ③関係機関等との連携による啓発活動
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進 ②地域・生涯学習における男女共同参画に関する教育・学習の推進
	(3) 女性の活躍促進	①女性の人材育成と情報提供(※) ②女性人材の登用促進(※)
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備	①仕事と生活の調和の考え方の普及啓発(※) ②働き方改革に関する普及啓発(※)
	(2) 子育てをしやすい環境づくり	①地域における子育ての支援(※) ②子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境の整備(※) ③安心して暮らせる生活環境の整備 ④子どもの人権尊重と要保護児童への対応
3 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 健やかに暮らせる環境づくり	①健康づくりの推進 ②相談体制の充実(※) ③保健・医療・福祉の連携強化
	(2) 福祉の充実	①地域で支えあう福祉の推進 ②障がい者福祉の充実 ③高齢者福祉の充実

(※)は女性活躍推進法による市町村推進計画に位置付ける施策

基本目標1 男女共同参画に向けた意識の醸成

(1) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが男女共同参画への理解を深め、その必要性を認識することが重要です。

依然として「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識が残るなか、それらの意識を解消し、すべての村民が性別に関わりなく、お互いを尊重し合い、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりのため、様々な機会を通じて男女共同参画意識を高めるための広報・啓発活動に取り組む必要があります。

① 男女共同参画に向けた意識の定着

男女共同参画に関する理念の普及と理解を深めるため、広報紙や各種媒体等を活用して、村民への広報・啓発活動に取り組み、男女共同参画意識の定着を図ります。

② 男女共同参画のための環境づくり

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、多様な主体が参画する推進体制を整備します。

③ 関係機関等との連携による啓発活動

村内の関係機関や各種団体、企業等と連携を図りながら、女性があらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成に向けて、意識の普及・啓発活動に取り組みます。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが重要です。

また、教育の充実は人格形成に大きな影響を与えることから、男女共同参画を推進していくうえで、特に幼児期や児童期における男女共同参画の視点に立った教育も重要となります。

学校・地域・家庭等のあらゆる場において、男女共同参画に関する学習機会の提供、充実を図ることが必要です。

① 学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進

義務教育全体を通じて、一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進するとともに、人権の尊重や男女の平等、相互理解・協力について、その発達段階に応じた指導の充実を図ります。

② 地域・生涯学習における男女共同参画に関する教育・学習の推進

個人の能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の機会是有効であることから、本村における生涯学習の拠点である中央公民館と連携し、男女共同参画の視点を踏まえた各種講座の開催に努めます。

(3) 女性の活躍促進

少子高齢化が進み、人口減少に直面する中で、女性の能力を活かすことは社会・経済活動を活性化させるうえで大変重要です。

しかし、依然として「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった性別による固定的役割分担意識が残っており、男女がともに参画するための環境が十分に整っているとは言えません。

そこで、あらゆる分野において女性が参画できる環境整備を図るとともに、女性自身の意欲や能力を高めるため支援することが必要です。

① 女性の人材育成と情報提供（※市町村推進計画）

地域や企業、審議会等あらゆる分野で活躍できる女性の人材を育成するため、県等が実施する地域フォーラム等への参加を推進するとともに、各種制度等の広報・啓発活動に取り組めます。

② 女性人材の登用促進（※市町村推進計画）

行政における政策・方針決定の場において、男女双方の意思が反映されるよう積極的に女性の登用促進を図ります。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

（1）仕事と生活の調和に向けた環境の整備

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に家事や育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことのできないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かになると考えられます。

また、一人ひとりが自分らしく生きるためには、ライフステージに応じた多様な生き方を選択、実現できる社会とし、男女が共に仕事と家庭生活（家事、育児、介護等）、地域生活のバランスを保ち、生涯充実した生活を送る仕組みをつくる必要があります。

① 仕事と生活の調和の考え方の普及啓発（※市町村推進計画）

一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、仕事と生活の調和の考え方や効果の普及啓発に努め、自らの希望するバランスで仕事や家庭、地域生活に参画できるよう環境づくりを推進します。

② 働き方改革に関する普及啓発（※市町村推進計画）

女性も男性もともに働きやすい労働環境となるよう、事業者の意識改革や個々の事情やライフステージに応じて、柔軟な働き方が選択できる環境の整備を推進します。

（2）子育てをしやすい環境づくり

少子化や核家族化が進行しているなか、子育て家庭における育児不安や負担感の増加が問題となっています。

また、近年は共働き家庭が増加しており、仕事と子育ての両立が求められるなか、男女が協力して子育てを分担する必要があります。

家庭内でのより良い子育て環境づくりのため、家庭の実情に応じた適切な支援策に取り組むとともに、地域全体で安心して子育てできる環境づくりを進める必要があります。

① 地域における子育ての支援（※市町村推進計画）

子育て相談体制の整備や学習機会の提供など、地域における子育てを総合的に推進するとともに、家庭内での子育ての負担感を緩和するため、企業等の子育てに対する意識改革や職場環境の整備を推進します。

② 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境の整備（※市町村推進計画）

子どもを安心して生み、健やかに育てられるよう、妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目のない支援の仕組みを構築するとともに、学校や家庭、地域など社会全体が連携して育児・教育環境の整備を推進します。

また、就労形態の変化等により増大している保育需要に対応するため、保育サービスの充実を図ります。

③ 安心して暮らせる生活環境の整備

妊婦や乳幼児を連れた方が安心して生活できるよう、公共施設のバリアフリー化や公共施設周辺の歩道等の整備を推進するとともに、地域全体で子どもを見守りできる生活環境の整備を図ります。

④ 子どもの人権尊重と要保護児童への対応

子どもを安心して産み育てられる環境づくり、地域ぐるみで子育てを支えるシステムを構築するとともに、特に支援が必要な子育て家庭については、訪問・相談等の必要な支援策に取り組みます。

基本目標3 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 健やかに暮らせる環境づくり

生涯を通じて心身ともに健康でゆとりのある生活を送ることは、全ての人々の望みであり、男女共同参画社会を実現するうえでも重要です。

また、女性は妊娠や出産など男性とは異なる健康上の問題にも直面する可能性があることなど、男女がお互いを尊重し、一人ひとりが身体的性差を十分理解した中で、心と身体の健康に対する正しい知識の普及、健康意識の向上につながる事業の実施が必要です。

① 健康づくりの推進

総合健康診査や各種検診の受診率向上を目指すとともに、事後指導の強化、健康相談の開催等を通じ、健康に関する知識の普及・啓発等により、男女が生涯にわたって健康な生活が送れるよう支援します。

② 相談体制の充実（※市町村推進計画）

日頃の不安や悩みなどの相談のほか、女性の人権に関する相談等についても随時保健師等が対応できる体制を整備するとともに、弁護士や関係機関との連携を図った相談体制の充実を図ります。

③ 保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉各分野の情報の共有化を図り、多様化するニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、関係行政機関や医師会との連携を強化し、村民の生涯にわたる支援体制の強化に努めます。

(2) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化は、今後もさらに進行することが予想され、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが想定されます。そこで、だれもが安心して暮らすことができるよう、より多くの住民や団体の協力を得て、村全体が一体となって取り組む地域福祉体制の整備を図ることが必要です。

① 地域で支えあう福祉の推進

福祉関係機関・団体相互の連携・協力体制の強化を図るとともに、村民をはじめとする多様な主体の参画による福祉サービスの充実を図るとともに、地域福祉を支える新たな担い手づくりを推進します。

② 障がい者福祉の充実

障がいの有無に関わらず、一人ひとりが個人として尊重され、安心して生活できるよう、支援体制や適切な障がい福祉サービス、気軽に相談できる相談支援体制の充実を図ります。

③ 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいを持って安心して生活できるよう、介護予防等に関する知識の普及・啓発と介護サービスの充実を図ります。また、高齢者の意欲に応じ、社会参加の促進や生きがいづくり活動を支援します。

第3章 計画の推進

1 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心となり関連施策を展開することはもとより、家庭、地域、学校、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であることから、相互に理解を深めながら、基本目標の達成に向けて計画的に推進していく必要があります。

2 推進体制

(1) 庁内の推進体制の明確化

男女共同参画計画を総合的かつ効果的に推進するため、計画推進の中心となる担当部局と関連部局が連携し、全庁的に施策の推進を図ります。

(2) 村民・事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、村民・事業者・関係機関・各種団体等と連携・協力し、効果的に本計画を推進します。

【参考】男女共同参画政策に関する国内外・県内の動き

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (メキシコシティー) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976年 (昭和51年)		民法の一部改正 (婚氏続称制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1978年 (昭和53年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979年 (昭和54年)	国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年 世界会議 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正(配偶者相続分の引き上げ)	
1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会の設置
1982年 (昭和57年)			
1983年 (昭和58年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984年 (昭和59年)		国籍法の改正(父母両系主義)	
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」最終年 世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正(婦人の年金権を保障)	福島県婦人団体連絡協議会 結成(24団体加入)
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進有識者会議開催(婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き
1987年 (昭和62年)		「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申（高等 学校家庭科男女必修化（平 成 6 年））	「婦人の地位と福祉の向上 のための福島県計画」改訂
1988年 (昭和63年)			「婦人の地位と福祉の向上 のための福島県計画」改訂
1989年 (平成元年)			
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会で「ナ イロビ将来戦略の実施に関 する見直しと評価に伴う勧 告」採択		
1991年 (平成3年)		「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」（第一 次改定） 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政 係」設置 婦人問題推進会議を「婦人 問題企画推進会議」と名称 変更
1992年 (平成4年)		育児休業法施行初の婦人問 題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」 実施
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴 力の撤廃に関する宣言」採 択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づく りに関する推進体制の整備 について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター（仮称） 整備検討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会 32 団体となる 「ふくしま新世紀女性プラン」策定（H6～H12）
1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議 （カイロ）	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」 施行 青少年女性課に女性政策室 設置 婦人問題企画推進会議を 「女性問題企画推進会議」 と名称変更
1995年 (平成7年)	第 4 回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」 採択	育児休業等に関する法律の 改正（介護休業） ILO156 号条約批准（家族 責任を有する労働者の機会 等の均等）	女性総合センター（仮称） 基本構想策定

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」 答申(男女共同参画審議会) 「男女共同参画 2000 年 プラン」策定	女性総合センター(仮称) 基本計画策定
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置 法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998年 (平成10年)		「男女共同参画社会基本法 案」を国会に提出	女性総合センター(仮称) 着工
1999年 (平成11年)		改正男女雇用機会均等法施 行 「男女共同参画社会基本 法」公布・施行	「男女共同参画に関する意 識調査」実施
2000年 (平成12年)	国連特別総会 「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク)	男女共同参画審議会から 「女性に対する暴力に関す る基本的方策について」答 申 「第1次男女共同参画基本 計画」策定 「ストーカー行為の規制に 関する法律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性 サミット 2000 開催 (会津大学) 「男女共生センター」竣工・ 開館 「ふくしま男女共同参画プ ラン」策定(H13～H22)
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会 議」、「男女共同参画局」設 置 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」公布・一部施行	県民生活課人権・男女共同 参画グループの設置 女性問題企画推進会議を 「男女共同参画推進会議」 と名称変更 「ふくしま男女共同参画プ ラン」施行 男女共同参画推進関係会議 設置 「福島県男女平等を実現し 男女が個人として尊重され る社会を形成するための男 女共同参画の推進に関する 条例」制定 「男女共同参画推進会議」 廃止

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き
2002年 (平成14年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催 (男女共生センター)
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催 (男女共生センター) 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催 (ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「第2次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催(ビッグパレット) 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂(H18～H22)
2006年 (平成18年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業「めざせ、理工系ガール」開催 (会津大学)

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」一部改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催 (男女共生センター)
2008年 (平成20年)		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施
2009年 (平成21年)		DV相談ナビ開始 平成21年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」改訂（H22～H26）
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催（ニューヨーク）	我が国初のAPEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合開催 「第3次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館10周年
2011年 (平成23年)		女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出（8月） 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告（8月）についての同委員会評価採択（11月）	
2012年 (平成24年)	APEC女性と経済フォーラム開催（サンクトペテルブルク）	「女性の活躍による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂（H25～H32）
2013年 (平成25年)		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2014年 (平成26年)	国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況のレビュー実施 世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、安倍総理が、「2020年まで指導的地位にいる3割を女性にする」旨宣言	第186回国会施政方針演説（内閣総理大臣）で、①全ての女性が活躍できる社会を創る②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を28年度から全体で3割にすると発言、女性の活躍促進に向けた公共用達及び補助金の活用に関する取組指針決定	「女性活躍促進セミナー」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合開催（ニューヨーク） 第3回国連防災会議開催（仙台市）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定	男女共生課に改編 男女共生センター開館15周年 「ふくしま女性活躍促進知事フォーラム」実施 「福島県女性活躍促進ネットワーク会議」実施 「女性活躍応援ポータルサイト」開設
2016年 (平成28年)			「ふくしま女性活躍応援会議」設立 「ふくしま女性活躍応援宣言」採択 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂（H29～H32）
2017年 (平成29年)	国際女性会議 WAW！開催（東京都） G7 男女共同参画担当大臣会合開催（イタリア）		「ふくしま女性活躍応援会議幹事会」設立 「ふくしま女性活躍応援会議～リーダーパワーアップセミナー」開催 「ふくしま女性活躍応援会議及び幹事会」実施
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	「ふくしま女性活躍応援会議～女性も男性も輝く未来づくりシンポジウム」開催 「ふくしま女性活躍応援会議及び幹事会」実施